

令和4年度備中県民局管内防災士養成講座開催要領

1 目的

災害時の公的支援が到着するまでの被害拡大軽減、災害発生後の被災者支援活動、平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動訓練その他社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動を行うために必要な意識・知識・技能を有する防災士の資格取得者を養成する場を設け、もって管内市町における地域防災力強化の一助とする。

2 主催

備中県民局管内防災士養成講座実行委員会
(備中県民局及び管内市町(倉敷市を除く。以下同じ。)で構成)

3 開催方法

株式会社防災士研修センター(以下「研修センター」という。)(日本防災士機構認証研修機関)に委託し、実施する。

4 開催時期

令和4年11月26日(土)・27日(日)
9:00～18:30(予定)

5 会場

高梁総合文化会館 2階 レクチャールーム
高梁市原田北町1212番地

6 募集人数

50名以上(定員72名)

7 募集方法

管内市町において、それぞれの住民を対象に募集する。

8 募集期間

令和4年8月2日(火)～9月28日(水)

9 応募先

住所地の市町の防災担当課窓口

10 受講決定方法

募集期間内に管内市町に応募があり、各市町の定員内の者については、受講を認める。

11 研修概要(研修内容や時間は変更になる場合がある。)

1日目			2日目		
9:00 受付			9:00 受付		
	9:15 ↓ 9:30	オリエンテーション		9:15 ↓ 9:30	防災士制度の紹介
1時限目	9:30 ↓ 10:30	防災士に期待される活動	1・2時限目	9:30 ↓ 11:40	被害想定・ハザードマップと 避難情報 (講義と演習)
2時限目	10:40 ↓ 11:40	地震・津波による災害	3時限目	11:50 ↓ 12:50	気象災害・風水害
3時限目	11:50 ↓ 12:50	近年の主な自然災害			昼休み(防災ビデオ上映)
		昼休み(防災ビデオ上映)	4時限目	13:50 ↓ 14:50	行政の災害対応と危機管理
4時限目	13:50 ↓ 14:50	土砂災害	5時限目	15:00 ↓ 16:00	耐震診断と補強
5時限目	15:00 ↓ 16:00	地震・津波への備え	6時限目	16:10 ↓ 17:10	自主防災活動と地区防災計画
6時限目	16:10 ↓ 17:10	風水害・土砂災害等への備え		17:30 ↓ 18:30	防災士資格取得試験

12 受講料 61,900円

<内訳>

- ① 防災士研修講座受講料 53,900円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- ② 防災士資格取得試験受験料 3,000円
- ③ 防災士資格認証登録料 5,000円

13 納付方法

受講料は、令和4年10月5日(水)までに、次の口座に受講料全額を振り込むこと。(振込手数料は受講者負担。また、研修センターへ直接払い込むことはできない。)

(振込先 ゆうちょ銀行口座)

口座記号番号 01310-6-52553

加入者名 備中県民局管内防災士養成講座実行委員会

14 その他

- (1) 防災士資格認証登録に必要なため、本養成講座とは別に消防署が実施する「普通救命講習Ⅰ」(3時間)、または、日本赤十字社岡山県支部が実施する「救急法基礎講習」(4時間)(<https://www.jrc.or.jp/chapter/okayama/study/join/>)を受講し、修了証の交付を受けること。(本養成講座の前に受講することを推奨)
- (2) 防災士資格認証登録に必要な書類のうち、「防災士認証登録申請書」については、本養成講座受講日に会場で配布するが、次の書類については、受講者が用意すること。
 - ① 救急救命講習の修了証の写し(修了証の表裏両面の写しが必要。修了証の裏面が白紙の場合は研修会場に修了証を持参する。下記(9)参照)
 - ② 顔写真2枚(カラー。無背景。縦3cm×横2.5cm。資格認証登録申請用)
- (3) 受講を取り止めた場合等における既納の受講料については、次の額を口座振替の方法により返金する。(各市町ごとに受講者数を確保いただけることが前提となる。)
 - ① 教材発送日(10月19日(水)頃予定)の前日までに受講を取り止めた場合
受講料の額から、返金に係る振込手数料の額を差し引いた額
 - ② 教材発送日以後、講座初日から15日以上前の期間で受講を取り止めた場合
受講料の額から、教材費(5,370円)及び返金に係る振込手数料の額を差し引いた額
 - ③ 教材発送日以後、講座初日から14日前までの期間で受講を取り止めた場合
受講料の額から、教材費(5,370円)、防災士資格取得受験料(3,000円)及び返金に係る振込手数料の額を差し引いた額
 - ④ 防災士資格認証登録申請書の未提出や防災士資格取得試験の不合格等により、令和5年1月末日までに、研修センターが、防災士資格認証登録関係の手続きを行えなかった場合
防災士資格認証登録料の額(5,000円)から、返金に係る振込手数料の額を差し引いた額

- (4) 本養成講座の受講者の募集は、研修センターにおいて独自に募集は行わない。
- (5) 各市町は、受講者を取りまとめの上、10月3日(月)までに別添「防災士養成講座受講者名簿」を事務局へ提出する。事務局は、各市町から提出された受講者名簿を取りまとめの上、研修センターに10月5日(水)までに速やかに送付する。
- (6) 消防団員(分団長以上。退職者含む。)、消防官(退職者含む。)、警察官(警部補以上、退職者含む。)、赤十字救急法救急員資格認定者については、防災士の資格取得に当たり、養成研修の受講免除などの特例措置が設けられているので、該当者がある場合は、別途、日本防災士機構へ問い合わせること。
- (7) 受講申込の受付について
- ① 受講申込の受付は、各市町において行うこと。
 - ② 受講申込書は、各市町において任意に作成のこと。
- (8) 受講者の決定について
- ① 「防災士養成講座受講者名簿」に登載された方は、原則として、全員を「受講決定者」とみなす。ただし、受講料納付期限までに受講料の全額を納付しなかった場合は、受講を取り止めたものとみなすので留意すること。
 - ② 「防災士養成講座受講者名簿」に登載された方に対しては、10月19日(水)頃(予定)に研修センターから各受講者に対して教材等が直接発送されるため、同日以後に受講を取り止めた場合は、教材費等は自己負担とする。(上記(3)参照)
〈送付される教材等〉
受講カード、受付票、受講の手引き、会場研修のご案内、防災士教本、防災士試験対策ブック、履修確認レポート及び解答シート
- (9) 救急救命講習の修了証について
- ① 救急救命講習修了証は、日本防災士機構への登録申請時点(令和4年12月23日(金))で5年以内に発行されたものであって、発行者が定めた有効期限内のもののみ有効であり、これを経過している場合は、改めて受講すること。
 - ② 救急救命講習修了証が有効期限内であることを確認の上、研修に参加することが必要。有効かどうか判断がつかねる場合には、研修センターまで問い合わせること。
 - ③ 修了証については表裏両面の写しが必要あることから、修了証の裏面が白紙の場合は研修会場に修了証を持参すること。
- (10) 受講を証する書類等について
- ① 受講を証する書類としては、次のようなものが考えられる。
 - ア 受講カード 教材と一緒に各受講者に交付されるもの。
 - イ 受講受付票 研修終了後、実績報告関係書類として提出されるもの。
 - ② 防災士資格試験の「受験票」のようなものは発行されない。

(11) 養成講座の一部欠席について

- ① 3時限までの欠席であれば、「補講レポート」を提出することで資格試験の受験資格を得ることができる。
- ② 書式や内容に関しては研修センターから指定される。
- ③ あらかじめ欠席する講義がわかっている場合は事前に連絡すること。
- ④ 研修日当日に急遽欠席する場合は、会場受付の研修センター職員に申し出ること。

(12) 防災士資格取得試験の可否通知について

- ① 防災士資格取得試験の可否については、14日程度で日本防災士機構から郵送で各受験者に通知される。
- ② その後、防災士資格認証登録手続きを行った者に対しては、登録完了後、「防災士証」及び「認証状」が送付される。
- ③ 資格登録は毎月23日に研修センターが取りまとめ、翌月末に資格認証登録の上、翌々月上旬に防災士証等が送付される。(令和4年度の養成講座は11月26日(土)・27日(日)に開催予定のため、研修日当日に登録手続きを行った場合は、1月末登録となり、防災士証等が届くのは2月上旬になる。)

(13) 防災士資格認証登録手続きを行わなかった場合等について

- ① 防災士養成講座受講後に「救命救急講習」を受講する場合は、令和5年1月20日(金)までに、研修センターに適切な「防災士資格認証登録申請書」が必着するように提出すること。
- ② (13)①記載の期限経過後に資格認証登録申請書が、研修センターに到着する場合は、資格認証登録申請書式が異なるので、事前に研修センターへの連絡が必要となる。なお、この場合、資格認証登録に要する経費(5,000円)については返金する。(払込手数料相当額は差し引く。上記(3)参照)
- ③ 資格取得試験で不合格になった者で、再受験を希望する者に対しては、各市町から、事務局を通じて研修センターに連絡し、同センターから再受験可能な日程・会場が案内される。(※再受験料は不要。)

再受験の手順・手続きの詳細については、事務局と同センターで協議する。

(14) 受講料の受領証(振替払込請求書兼受領証(払込取扱票の半券))を紛失した場合の取扱い

受領証の再発行はできないため、このような事例が発生し、受講料に係る補助金の交付に支障が生じる場合は、その都度、事務局と協議すること。

お問合せ先

- | | |
|------------------------|---|
| ● <u>防災士に関すること</u> | 認定特定非営利活動法人 日本防災士機構 TEL 03-3234-1511
東京都千代田区一番町 25 全国町村議員会館 5階 |
| ● <u>防災士養成講座に関すること</u> | 株式会社防災士研修センター TEL 03-3556-5051
東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 7階 |
| ● <u>講座の申込等に関すること</u> | 岡山県備中県民局管内防災士養成講座実行委員会
事務局：高梁市 防災復興推進課防災推進係 TEL 0866-21-0246
(またはお住まいの市町の防災担当部署へお問い合わせください) |